第二十七条　会社法の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項中「明瞭」を「明瞭（りょう）」に改め、同条第十項第三号及び第十一項第五号中「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第二百七条第九項第四号及び第十項第四号並びに第二百八十四条第九項第四号及び第十項第四号中「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第八百五十二条第一項中「若しくは弁護士法人」を「、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第九百四十三条第一号中「及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項、第八十条第一項及び第八十二条第三項」に改める。

第二十八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条第九項第三号及び第十項第四号中「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第二百八十二条第一項中「若しくは弁護士法人」を「、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正）

第二十九条　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「てん補」を「塡補」に改め、同条第三項中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第二十二条第一項中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第二十七条第一項中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

（信託法の一部改正）

第三十条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項、第四十五条第一項及び第六十一条第一項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第三十一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四十四号中「外国法事務弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は弁護士若しくは弁護士法人」を「、又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第二項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第三項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

省令

○総務省令第五十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項、第十六条第二項、第十九条第三項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、附則第十三条第一項並びに附則第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき令和二年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

総務大臣　高市　早苗

地方団体に対して交付すべき令和二年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令

（令和二年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期）

第一条　各道府県及び各市町村に対して、令和二年九月及び令和三年三月において、当該各月に交付すべき令和二年度分の震災復興特別交付税（地方交付税法（第七条及び第八条において「法」という。）附則第四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の額を決定し、交付する。

（令和二年度九月震災復興特別交付税の算定方法）

第二条　各道府県及び各市町村に対して、令和二年九月に交付すべき震災復興特別交付税の額（以下「令和二年度九月震災復興特別交付税額」という。）は、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）の合算額とする。

一　地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（平成二十三年総務省令第百五十五号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十三年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第２号）により交付される国の補助金、負担金又は交付金（以下「補助金等」という。）を受けて施行する各事業（補助金等のうち地方団体が設置する基金の積立てに充てられたものにつき令和二年度に当該基金を取り崩して施行する事業（以下「令和二年度基金事業」という。）に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　平成二十三年度省令別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第３号）又は特別会計補正予算（特第３号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和二年度基金事業（同項（四十一）に掲げる補助金等を受けて施行する事業にあっては、特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。第四十五号及び別表三の項（十一）において「震災特別法」という。）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいう。第二十三号、第四十五号及び第五十九号において同じ。）における事業及び特定被災地方公共団体以外における事業（直接特定被災地方公共団体に木材を供給するもの及び平成二十五年七月二日までの間に実施について議会の議決を得たものに限る。）に限り、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に係る事業（以下「全国防災事業」という。）を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十七条第二項第四号に規定する事業（以下「効果促進事業」という。）（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村の区域において実施される事業（以下「避難指示・解除区域市町村内事業」という。）を除く。）であって、平成二十三年度省令別表五の項（十九）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）